

第 1 回 坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会

日時：令和 2 年 6 月 4 日（木）

午後 2 時～

場所：本庁舎 2 階大会議室

1. 開会
2. 委員委嘱
3. 市長挨拶
4. 出席者の紹介
5. 会長の選任
6. 議題
  - (1) 坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画の策定について（資料 1）
  - (2) 坂出市の現状について（資料 2）
  - (3) 計画策定のためのアンケート調査について（資料 3）
  - (4) 今後のスケジュール（資料 4）
  - (5) その他
7. 閉会

出席者	富島 喜揮 淡河 洋一 八木 宏暢 藤井 正和 津山 京子 香川 光廣 横田 浩基 別府 健二 大林 セツ 河崎 春海 川田 恵子 石橋美恵子 森 亮治 長町健一郎 小松明友美 猪熊 輝子 土生 奈加 事務局
欠席者	なし

○事務局 ただいまより第1回坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会を開会いたします。

本日は、委員の皆様におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。会長の選出までの間、会議の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは会議次第に沿って、進行させていただきます。まず委員の委嘱でございますが、あらかじめ各委員の机上に委嘱状を配布させていただいております。本来であれば、お一人ずつ交付させていただくところでございますが、本市で定めております主催イベントの開催の判断基準のうち、開催する場合の感染防止対策の1つとして、できる限り開催時間の短縮に努めるとしておりますことから、大変失礼であるとは重々承知はしておりますが、お手元への委嘱状の配布をもって委嘱とさせていただきます。ご了承いただきますよう、よろしく願いいたします。

続きまして、坂出市長、綾 宏より、皆様にごあいさつを申し上げます。

○市長 あらためまして、こんにちは。新型コロナウイルス感染症の関係で国だけでなく世界中、いろんな影響を与えているところがございます。この新庁舎が5月7日から開庁いたしまして、こういう広い場所ができました。三密のリスクを下げることはできたんですが、逆に広すぎて顔が見えないところがあり、大変失礼申し上げます。

普段から障がい者また障がい福祉にご協力をいただいている皆さんに、また今年度から新しい障がい者福祉、また障がい福祉の計画の審議にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

現行計画の中でも、防災関係のことなど、社会的なニーズを勘案して書き加えたところがございますが、まだまだ社会的なニーズは非常に多岐にわたっています。そうしたところで、住み慣れた地域で生き活きと暮らせる環境づくりを考えていただきたいと思います。

就業にあたっては、この春から少し、退職者の関係もあり、坂出市役所の障害者雇用率の問題が出てきました。また、障がい者就労施設等からの物品等の調達については、こういう仕事ならできるんじゃないかといったアンケートを施設に取ったりといったことも進めております。

皆さん方がいろんな分野で、また市民の代表として率直なご意見をいただきまして、この計画にスムーズに反映できて、坂出市の市政運営に反映できればと思っていますので、三密を避ける中でご協力をいただければと思います。今後ともよろしく願い申し上げます。

○事務局 市長は次の公務がございます関係上、退席させていただきます。どうぞご了承いただけますよう、お願いいたします。

それでは、本日は初めての協議会でございますので、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。時間短縮のため、事務局からのご紹介のみとさせていただきます。

## 【委員・事務局紹介】

それでは、本日お手元に配布しております資料の確認をお願いいたします。本日配布分についてでございます。まず上から、本日の協議会の会議次第、委員名簿、座席表、坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会設置要綱、坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会傍聴要領、障がい福祉サービス等／地域生活支援事業の見込み量（活動指標）、坂出市障がい福祉に関するアンケート調査票設問比較一覧表、坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画、第5期坂出市障がい福祉計画、以上でございます。

なお事前に送付させていただいております、資料1から資料4につきまして、本日お持ちでない場合は、お席にお持ちいたしますので、お知らせください。

続きまして、会長の選任でございます。協議会設置要綱第5条第1項におきまして、協議会に会長を置き、委員の互選により、これを定めるとされておりますので、会長の選出をお願いしたいと思います。どのようにいたしましょうか。

○委員 事務局一任で。

○事務局 事務局一任という声がありました。それでよろしいでしょうか。

○一同 はい。

○事務局 それでは事務局の案といたしまして、会長を四国学院大学教授の富島委員にお受けいただけたらと考えております。皆様、それでよろしいでしょうか。

○一同 異議なし。

○事務局 ご異議がないようでございますので、富島委員に会長をお願いいたします。富島委員は会長席への移動をお願いいたします。富島会長より、ごあいさつをお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。選任されました富島です。よろしく申し上げます。会議は効率よくスピーディにということなので、ごあいさつは簡潔にしたいと思います。絵に描いた餅にならないような福祉計画にしたいと思っています。そのためには、参加されている委員の皆様が、多く発言して下さることが、行政が中身を練ることになって、いいものになっていくと思っております。このような会議になりますと、よく分からないと言いながら、出された資料を黙って見て、うん、いいよということが結構あります。そういうことではなく、少しでも気になること、坂出市が良くなるようなことがありましたら、忌憚なくご意見を言ってもらいたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。これからの進行につきましては、協議会設置要綱第6条に基づきまして、会議の議長は会長があたることとなっておりますので、富島会長に議長をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○会長 それでは設置要綱に基づきまして、議長を務めさせてもらいます。会議がスムーズに進行されますよう、委員の皆様のご協力をよろしく申し上げます。協議会設置要綱第

5条第3項の規定により、会長に事故ある時、または会長が欠けた時は、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理することになっておりますので、職務代理者を指名したいと思います。職務代理者は淡河委員でいかがでしょうか。

○淡河委員 拝命させていただきます。

○会長 皆さん、よろしいですか。

○一同 はい。

○会長 ありがとうございます。では淡河委員さん、よろしく願いいたします。続きまして、事務局より連絡事項がありますので、お願いします。

○事務局 事務局より議事に入る前に、何点かお知らせ事項がございます。この会議は坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会傍聴要領に基づき公開するとともに、会議録についても、市ホームページで公開することといたしておりますので、あらかじめご了承ください。なお会議録の公開についてでございますが、発言者の氏名は記載しないこととしております。また公開前には、会議録は送付させていただき、修正すべき点があれば、事務局にご連絡いただくという手順としたいと考えております。よろしく願いいたします。

また本日の協議会では、対人距離の確保や受付に消毒液を設置するなど、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の対策を取っております。第1回協議会につきましては、先程申しました傍聴を取りやめさせていただいております。これより以降の議事の進行の中での資料の説明につきましても、皆様が内容をあらかじめ確認していただいているとの前提で、資料についての説明を極力省略し、皆様からのご意見を伺うことを中心とすることにより、会議時間の短縮を図っていきたいと考えております。ご了承くださいたいと思います。

また、各委員の皆様方におかれましては、対人距離の確保により、ワイヤレスマイクを使用して発言していただくこととなりますが、発言ごとに職員がマイクの消毒のため、拭きあげを行うことに関してご了承くださいとともに、会議室入室時の手指の消毒や咳エチケット徹底、マスクの着用等について、ご協力いただきますようお願いいたします。それと密閉を避けるため、本来でしたら窓を開放して会議を実施したほうがいいのは重々承知しておりますが、ご覧になって分かる通り、南側でございます旧庁舎に関しまして、現在取り壊しの工事にかかっております。窓を開放したままにしておきますと、大きな音が入ってくるようになりますので、窓は閉めた状態にいたしまして、概ね30分ごとに換気のため、約5分程度の休憩を取りながら会議を進めさせていただきたいと思います。

最後に我々事務局の席についてでございますが、本来であれば、会長席の後ろという、普通に考えたら高い席に事務局がいるというのは大変失礼なこととは重々承知しておりますが、先程申しました対人距離の確保のための、この会場のレイアウトとマイクの関係がございまして、こういった失礼な配席になっておりますことも、お詫び申し上げます。ど

うぞご了承くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。事務局からは以上でございます。

○**会長** では改めまして議事次第の議題に戻ります。まず議題1「坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画の策定について」ということで、事務局より説明をお願いいたします。

○**事務局** 【資料1説明】

○**会長** ありがとうございます。ただいま事務局より議題1についての説明がありましたが、何か質問はございませんでしょうか。

○**委員** 障がい者福祉計画において、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等を、ある意味ひとくくりにされて計画を立てられておられると思いますが、それ以外の重度の障がいの方もおられます。それぞれの障がいで早く制度が改善された団体と、まだまだ改善途中の団体とが一緒になっていると思います。一つひとつの団体によって、法律や制度が異なっているところがあるので、各団体がお互い協力しあうことが、今一番大事ではないかなと思っています。制度が遅れている団体に対しては早く制度を引き上げていただいて、障がい者の方が本当に健常者と同じように生活できるレベルに持って行けたらと思っています。

今一番大事なものは、生活困窮対策と雇用促進だと思っています。やはり人材育成が一番重要ではないかと思っています。分かる範囲で結構ですので、お答えいただけたらと思います。

○**会長** ありがとうございます。3障がいのそれぞれの違いがある、個別性があるということ、まずその現状を踏まえた計画策定をしてほしいということが最初の意見ということ、いいですか。次に横並びで、同じレベルで取り組みができるようにということ、各団体の連携ができるような体制をとということでお話しされたということ、よろしいですか。あとは生活困窮とか雇用ということが出てきましたけれども、これはそこらへんも視野に入れたところで、計画策定をしてほしいということの要望ということでしょうか。

では事務局、よろしくお願いします。

○**事務局** まず1点目、確かに基本となる法律自体がいろいろ分かれておりますことから、こちらの制度ではこういったサービスがあって、こちらの制度ではこういったサービスがない。実際そういった現実がございます。なかなかその部分を市のサービスの中で補完するというのは難しい部分はございますが、そういった皆さんの意見をお伺いする中で、市の計画の中に、少しでもそういったものを目指して取り入れていくということが重要であると思っていますので、今後の計画づくりの中で、そういったところに関して十分検討してまいりたいと思います。

続きまして、各団体が連携をとというお話でございます。第1回協議会が終わった後で、各団体に対してのヒアリングを予定させていただいておりますので、またその中で、各団

体の様々なご意見等をお伺いして、そのいただいたご意見を元に、次の計画をまた考えてまいりたいと思います。

最後に生活困窮と雇用についてでございます。こちらに関しては、アンケートの中にも、そういった内容をお伺いする案も入っておりますし、実際障がい者の雇用については、現行の制度の中のサービスにおいても、行政として取り組んでいるところでございます。また障がい者の就労施設等に関しましては、優先的にそういったところから物品やサービスを調達するということを通して、少しでもそこで作業する障がい者の皆様の収入を増やすことによって、自立を促すというような取り組みもさせていただいております。冒頭市長からも話がありましたが、障がい者雇用に関しましては実際取り組んでいかなければなりません。今のところ坂出市は退職者の関係もございまして、法定雇用率を下回っているところでございます。こういったところも市を挙げて、今改善していこうとしております。行政だけでなく民間の会社などにも啓発していけるような体制を取りたいと思っておりますので、そういったところも含めて、次の計画の中に盛り込んでいけたらと考えております。

**○委員** 雇用率においても、行政、公務員等が県も含めてなかなか達成できていないというのは本当に恥ずかしい話でございます。まず、やはり自分達が雇用率を達成して、民間の方にもぜひご協力くださいというような方策を取られていなければいけないと思います。やはりいろんなことにつけて、意見とか要望を多く出して行って、障がい者が健常者と同じように生活できることが、本来の望みでございますので、そのために十分な協力をいただけたらと思います。

**○会長** ありがとうございます。市のほうで各団体にヒアリングをされるということなので、その中で具体的に言われたほうがよろしいのかなと思われました。

次に議題2「坂出市の現状について」、議題3「計画策定のためのアンケート調査について」事務局から説明をお願いします。

**○事務局** 【資料2・資料3説明】

**○会長** アンケートは坂出市の現状を踏まえたところでのアンケートと、今日の追加資料のこの新しい項目というのは、現状を踏まえたところでの項目ということで考えてよろしいですね。そういうことなので、そこらへんに焦点を当てたところでご意見をいただけたらと思います。

**○委員** 資料1の3ページの障害者基本計画（第4次）の分野別施策の基本的方向「4. 差別の解消、権利擁護の推進および虐待の防止」について質問させていただきます。資料2のサービスの利用状況では、坂出市障がい者虐待防止センターの実績報告がなかったんですが、その点について教えていただけたらと思います。

**○事務局** 坂出市障がい者虐待防止センターがありまして、自立支援協議会のほうで、毎年報告させてもらっています。障がい者の虐待については、養護者による虐待と施設従事

者による虐待と使用者による虐待という3つに分かれています。毎年約7～8件相談がありまして、県の相談所や県の障がい福祉課と一緒に調査などをしまして、虐待の認定にあたりたり指導等を行っております。正確な件数は、今日資料を持ってきていないので報告できません。次回また報告できるようにしておきます。

○会長 よろしいですか。ここで報告すべきことが漏れていたのか、障がい者虐待関係は保健所がらみということで、別個のところでまとめて報告されているのでしょうか。ここで報告することではないのなら、どこでまとめて報告するのか言っていただければ、そこを見れば済むことだし、ここだったらきちんと報告しないとイケないと思います。

○事務局 国の指針として、虐待防止について盛り込むように書いているということは、やはり数字としてはお示ししておくべき、もしくはお示ししなくても聞かれば答えられるようにしておくべきではなかったかと反省しております。申し訳ありません。

○会長 次回に報告されるということです。他にご意見ございますか。

○委員 坂出市にあるB型施設では、一般就労している人が少ないです。一般就労するようになった時に、5人いたら5人がみんな思っていることもすることも全部違うので、専門職の人がついて、その現場で指導してくださったら、その子達も生きがいを持って仕事ができると思います。支援学校は就労した時に初めのほうは先生が1週間か10日に1回ぐらいは見に行つて、職場でお願いもするし、子ども達の至らない部分をわかりやすく説明できますが、一般就労した子達が職場で日に日にいじめられるので、その子達を見てくれる専門職がいればと思います。一般就労したら、私も時間を割いて、子ども達を支援するし、職場にも説明しに行きますが、本当に専門職の人が足りない。適材適所の指導ができる人がいれば、みんな助かると思います。

ろうあ者の方がどこへ行つても買い物ができないということで、うちへ来たのですが、やはり地域の人と共に同じ地域で生活しているので、障がい者のことを少しでも分かつてあげられる人になることが大事だと痛感しております。

○会長 ありがとうございます。今話されたことをどこまで反映するか考える必要がありますが、事業主への啓発などはハローワークの課題にもなると思います。

他に意見などはございませんか。

○委員 資料3アンケートの4ページの間9診療科について、内科があまりにも細かくないですか。消化器科、循環器科、呼吸器科、神経内科、心療内科などありますが、内科は内科でいいのではないのでしょうか。それと比べて、外科は言葉も書いてないです。

○会長 お医者さんが言うことなので、アドバイスもらつて見直してもいいと思います。よろしいですか。

○事務局 ご意見ありがとうございます。その辺に関しまして、再度こちらのほうで業者も含めて検討いたします。再考した上で会長にご相談させていただいて修正でよろしいでしょうか。

○会長 ○○委員とお話して整理していただいて、私には事後報告で構いません。

他に意見などはございませんか。

○委員 資料2の4ページ以降に年齢ごとの手帳所持者数の推移が出ていますが、18歳未満、18歳～64歳と年齢幅が広い。18歳～64歳自体の人口が多いので、数が多いということだけでは傾向が見えづらいのかなと思いました。

身体障がい者手帳をお持ちの方は全体的に減少傾向ということですが、総人口自体も減ってきている。一方で療育手帳や精神障がい者保健福祉手帳は所持者が増えてきているというのは、こういった問題が増えてきている傾向が数字上で見えるところもあるので、こういったデータをうまく使えればいいかなと思います。

○会長 年齢区分はどこで分けたらいいですか。

○委員 普通子どもが使うデータとしては、年少人口15歳未満、15～64歳、65歳以上、高齢化を見る場合は75歳以上という出し方もします。

○会長 では検討をお願いします。他にありますか。

○委員 資料3アンケートの4ページ問11の「15 医療的ケア」というのがあって、5ページの問12の下に「医療的ケアとは」という説明文があります。これは問11の下にあったほうがわかりやすいと思います。

もう1つ10ページの間24-2、今の仕事はどのようにして探しましたかという質問で、選択肢の中に「相談支援事業所」も入れていただければと思います。仕事を探す時に、相談員が同行したり見学に行ったりすることがあります。

○会長 事務局構いませんか。

○事務局 はい。

○会長 他にございますか。

○委員 資料2の3ページの障がい者手帳所持者数の推移で、身体障がい者手帳所持者が減っている状況がありますが、実際は身体障がい者手帳を申請していない人が多いです。高齢者になって今さらしてもという人が多いので、子どもはぜひ手帳を申請してくださいとお勧めしています。精神障がい者保健福祉手帳にしても、実情は手帳の申請をしていない人が多いと思います。せっかくあるサービスなので、その権利をやはり享受していただきたいと思いますので、こうした実情が、もし行政のほうで分かるようであれば、現状を示していただきたらと思います。

○会長 ありがとうございます。手帳を所持していて分かる人、所持してなくて出てこない人もいるということで、どうするかということです。調査するとなったら、やはりきちんとデータ取るのに、はっきりしたものしか取れない。それを踏まえた上でどうしていくかとなってきますから、今の現状と調査することは、別物で考えたほうが現実的かと思います。

そうすると今のご意見はどのように処理したらよいか、もう少し意図を教えてください



ますか。

○委員 こういう現実的があるということを、皆さんに分かっていただきたいと思います。一意見として資料に載っている数字だけではないということです。その裏には、いろんな事情があるということを知っていただけたらと思います。

一つ一つの団体の人はご存じだと思いますが、他の委員の方は専門でなければ分からないところが多いので、情報を共有して、同じ気持ちを持って、計画を進めていったらということで、意見として要望させていただきます。

○会長 ありがとうございます。単なる意見で終わらせないためには、アンケート結果から、こういうことが考えられるじゃないかという考察を広げていくことが大切だと思います。調査の後、業者さんが、こういう分析になるという考察を持って来るはずですから、そこまで温めておいて、そこでいろいろ言ってもらえれば、調査結果に出てこない部分も広げることができると思います。その調査の結果に基づいて、行政は福祉計画を立てますので、その思いは結果が出た時に、行政が考察した時に、行政が計画を立てる時に出してもらったらいいと思います。

他にご意見などありますか。

○委員 アンケートは無作為ですよね。一緒に話しながらでも、アンケートは出してあげたいと思います。

○会長 ありがとうございます。私から1つ質問です。

資料1の3～4ページに障害者基本計画（第4次）体系（分野別施策の基本的方針）とありまして、「10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興」というのが柱の1つにあります。私は精神領域専門でしたけれども、精神の人は行くところがないと思います。行くところといえば、病院のデイケア、事業所くらいです。

アンケートを見ると、ネガティブなところを改善していこうという項目が多いです。この中に障がいのある人や支援が必要な人達が、健康な人間と同じように趣味、娯楽、余暇を楽しむかという項目がないような気がします。これは坂出市に限らず、よそもそうです。専門職に聞いても、そんなことは考えてないので、もうぼちぼち考えを変えませんか。障がいがあるが無かろうが関係なく、どなたも私達と一緒に余暇を過ごす、趣味をする、楽しいことをする、パチンコも行く、飲みに行くというふうな、そういったことをアンケートの中で聞いてみたいというのがあるので、アンケートの項目を考えてみてもらえませんか。災害などの項目はありますが、余暇、娯楽、趣味、いわゆる高度な福祉ニーズの保障というところがないです。

○事務局 今ご意見いただきましたことに関しましては、我々事務局側でそういった視点が欠落していたと思います。ご意見をいただきましたように、アンケートの内容を考え直してみたいと思います。

○会長 よろしく申し上げます。ここは坂出市ですけど、全国的にそんな状況ですので、

ぜひ坂出市がそこへ入れてくださったら、先鞭をつけてからリードしていける市になるんじゃないかと期待をしています。他にありますか。

次に議題4「今後のスケジュールについて」事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料4をご覧ください。協議会は本日の会、また今後8月、10月、11月、第2回から第4回の協議会を予定しております。これからアンケート調査の実施、そして庁内の関係各課、市内関係団体、関係事業者のヒアリング調査票を配布いたします。関係団体は、市内の障がい者団体、本日委員としてご出席いただいております坂出市身体障害者団体連合会、坂出市手をつなぐ育成会、坂出市精神障害者家族会に6年前同様ご協力いただきたいと考えておりました、調査票に沿って聞き取りを行いたいと考えております。

次の8月末に開催する第2回策定協議会では、アンケート調査、ヒアリング調査の結果や現状分析をする中で、サービス見込み量などの計画骨子案をお示しし、ご審議していただく予定としております。

次に10月末の第3回策定協議会では、計画書の事務局案をお示ししてご検討いただき、11月の第4回では、計画案をご承認いただけましたら、本協議会の提言として取りまとめさせていただきたいと考えております。計画案につきましては、1月からパブリックコメントで意見を求めまして、3月を目途に計画書の完成を目指したいと考えております。さらにパブリックコメントの結果、計画書の大きな見直しが必要となった場合には、第5回の協議会を開催させていただくこともございますので、その際にはよろしくお願いたします。

なお資料の中で記載はございませんが、今後、第2回から第4回までの協議会の開催予定日でございますが、まだ案の段階なんですけれども、第2回を8月24日(月)、第3回を10月29日(木)、第4回を11月19日(木)に予定いたしております。時間は現在のところ、今回と同様と予定しておりますが、正式な日時につきましては、その都度追って案内文書をお送りいたしたいと考えておりますので、ご協力よろしくお願いたします。

○会長 ありがとうございます。

次に議題5「その他」ですが、どういうふうに取り計らったらいいんでしょうか。

○事務局 事務局からお知らせいたします。マイナンバーの処理についてでございますけれども、源泉徴収票の作成に必要になりますので、まだ提出されていない方がいらっしゃいましたら、次回協議会の際にご提出いただければと思っております。よろしくお願いたします。

○事務局 事務局よりもう1点ございます。いろいろと本日は貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

今回いただきました皆様方のご意見を踏まえまして、今後の計画策定に反映してまいりたいと思っておりますし、積み残しのものもございますので、そういったものに関しては、次回の協議会の中で明らかにしてまいりたいと考えております。また、他に第2回の協議会ま

でのご意見等がございましたら、事務局でございますふくし課障がい福祉係までご連絡をいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それと先程資料4の説明でも申し上げました通り、第2回策定協議会、今のところ8月24日（月）に予定いたしております。開催の案内につきましては、文書にてご案内させていただきますので、よろしく願いいたします。事務局から、その他については以上でございます。

○**会長** ありがとうございます。それでは今日の議題を終わるということで、議長を終了したいと思います。

○**事務局** 富島会長、どうもありがとうございました。

それでは引き続き、閉会にあたりまして、坂出市健康福祉部長、丸橋より皆様に一言ごあいさつを申し上げます。

○**部長** 皆様、本日は長時間にわたりまして、ご審議ありがとうございました。本計画の策定にあたりまして、委員の皆様には本市の障がい者福祉のより一層の増進のために、今後ともそれぞれのお立場に立ちまして、忌憚のないご意見をいただけたらと考えてございます。

今後、先程も申し上げましたように、3回程度の会議を予定しております、お忙しいとは存じますが、ご協力をお願いいたしまして、簡単ですが閉会のごあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○**事務局** 本日の協議会は以上でございます。長時間にわたり、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。次回も何卒よろしく願いいたします。本日は大変ありがとうございました。